

岸和田市教育委員会告示第 13 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 2 項により、なおその効力を有するとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 1 項及び岸和田市教育委員会会議規則第 2 条第 1 項の規定により臨時教育委員会会議を招集する。

平成 27 年 7 月 31 日

岸和田市教育委員会
委員長 中野 俊勝

- 1 日 時 平成 27 年 8 月 6 日(木) 午後 1 時 30 分
- 2 場 所 市役所新館 4 階 第 1 委員会室・会議室
- 3 付議事件
議案第 43 号 岸和田市立産業高等学校（全日制・定時制）における平成 28 年度
使用教科用図書の採択について